

障害年金1, 2級「加給年金・子加算」が改善へ

平成23年4月から「障害年金加算改善法」が施行。

これまでは障害年金を受ける権利が発生したときに、受給権者によって生計を維持している配偶者やお子様がいる場合で、障害等級が1級または2級に該当する方に加算を行いましたが、平成23年4月施行の「国民年金法の一部を改正する法律」により、障害年金を受ける権利が発生した後に、生計を維持することになった配偶者やお子様がいる場合にも届出によって加算を行うことになりました。

平成23年3月までは

- 受給権発生時に既に生計を維持する配偶者やお子様を有している場合のみ、受給権発生時から加算の対象となっていました。
(受給権発生時における生計維持関係を確認していました。)

平成23年4月からは加算の範囲が拡大されました！

- 平成23年4月1日より前に、受給権発生後に生計を維持する配偶者やお子様を有している場合、法施行時から加算の対象となります。
(平成23年3月31日における生計維持関係を確認します。)
- 平成23年4月1日以降において、受給権発生後に生計を維持する配偶者やお子様を有することになった場合、その事実が発生した時点から加算の対象となります。
(婚姻、出生等の事実が発生した日における生計維持関係を確認します。)

受給権発生後に婚姻した場合の配偶者に関して

施行日(平成23年4月1日)に65歳以上の扶養している配偶者がいる場合にも、振替加算の対象となります。(65歳未満は加給年金の対象です。)

- ・障害厚生年金等の受給権発生後に結婚された。
- ・結婚当時、配偶者は65歳未満であったが、施行日より前に65歳に到達している。
- ・配偶者が老齢基礎年金を受給している。

上記の条件を満たせば、施行日以後、配偶者に振替加算が付きまます。

障害基礎年金「子の加算」の見直しと「児童扶養手当」との関係

法律改正により、障害基礎年金の子加算の範囲が拡大されることで、併せて障害基礎年金の子加算の運用についても見直しが行われました。

児童扶養手当は、お子様が障害基礎年金の子加算の対象である場合は支給されませんが、平成23年4月以降は、児童扶養手当額が障害基礎年金の子加算額を上回る場合は受給変更を行い、児童扶養手当を受給することが可能となりました。

○児童扶養手当と障害年金の子加算との間で受給変更ができる場合

両親の一方が児童扶養手当法施行令で定める障害(国民年金または厚生年金保険法1級相当)の状態にあることで、配偶者に支給される児童扶養手当と受給者に支給される障害年金の子加算で有利な方に受給変更が可能となります。

* 児童扶養手当とは

両親がいる場合でも、父又は母の一方が児童扶養手当法施行令で定める障害の状態にあるときは、「ひとり親家庭」と同様に支給されます。

この場合は障害を持っている方の配偶者に対して児童扶養手当が支給されます。

○児童扶養手当と障害年金の子加算の間で受給変更ができない場合

母子世帯や父子世帯の方は、児童扶養手当と障害年金の子加算で受給変更ができません。

○児童扶養手当と子加算の受給額の比較

	児童扶養手当	子加算
一人目	41,550~9,810円	18,916円
二人目	5,000円	18,916円
三人以降	3,000円	6,300円

* 児童扶養手当額には、扶養する家族の数により所得制限があります。それにより、受給できる額が全額か一部支給となります。

* お子様が多人数にいる場合にはお子様ごとに障害年金の子加算額と児童扶養手当との多寡を比較し、いずれかを受給することになります。

●照会先

* 児童扶養手当は申請日の属する月の翌月からの支給になりますので、お早めにご確認ください。

【障害年金加算改善法について、生計維持の認定手続きは】

お近くの年金事務所、街角の年金相談センター相談窓口

【児童扶養手当額や児童扶養手当制度について】

市区町村役場の児童扶養手当担当窓口

文責 運営委員 加福 保子